

● 当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定量的な開示事項～

(1) 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率（バーゼルⅢ基準）

（単位：百万円）

項 目	平成 27 年度	経過措置による 不 算 入 額	平成 28 年度	経過措置による 不 算 入 額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,726		7,901	
うち、出資金及び資本剰余金の額	278		276	
うち、利益剰余金の額	7,462		7,638	
うち、外部流出予定額（△）	11		10	
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	81		81	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	81		81	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,808		7,983	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	—	3	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	—	3	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		3	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	7,805		7,980	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	29,358		30,306	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,185		△885	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,185		△885	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,600		2,606	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,958		32,912	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	24.42%		24.24%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	29,358	1,174	30,306	1,212
1. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	30,530	1,221	31,172	1,246
① ソブリン向け	841	33	885	35
② 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,679	227	5,412	216
③ 法人等向け	4,759	190	5,766	230
④ 中小企業等向け及び個人向け	9,930	397	9,854	394
⑤ 抵当権付住宅ローン	1,812	72	1,818	72
⑥ 不動産取得等事業向け	2,000	80	1,938	77
⑦ 3ヶ月以上延滞等	18	0	29	1
⑧ 信用保証協会等による保証付	271	10	308	12
⑨ 出資等	93	3	285	11
出資等のエクスポージャー	93	3	285	11
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑩ 上記以外	5,123	204	4,874	194
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,073	82	1,475	59
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	482	19	482	19
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	425	17	390	15
上記以外のエクスポージャー	2,142	85	2,526	101
2. 証券化エクスポージャー	1	0	—	—
3. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,185	△47	△885	△35
4. CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12	0	18	0
5. 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,600	104	2,606	104
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	31,958	1,278	32,912	1,316

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$\left\langle \frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額}}{\text{(基礎的手法)の算定方法}} \right\rangle$	$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
---	--

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%